

意見公募を行う国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（プロジェクト実施者向け）等の改定案について

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
令和元年10月4日

1. 改定の対象

- ① 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.4.3(案)〔Ver.4.2をVer4.3に改定〕
- ② 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）Ver.1.2(案)〔Ver.1.1をVer1.2に改定〕
- ③ 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）における妥当性確認・検証に係る約款（審査機関向け）Ver.1.2(案)〔Ver.1.1をVer1.2に改定〕

2. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の①のプログラム型プロジェクトとして取りまとめることができる削減活動が満たすべき属性のうち、属性 e.「国又は地方公共団体を財源とする同一の補助金の受給者における当該補助金に係る削減活動」における、補助金受給者を取りまとめる場合の要件の改定。（①中の P11）
 - 「ただし、当該補助金を支給するもしくは地方公共団体、又はこれから J-クレジット創出に関する委託を受けた事業者がプログラム型運営・管理者となる場合に限る」を追記。
- (2) 「1. 改定の対象」の①のプログラム型プロジェクトとして取りまとめることができる削減活動が満たすべき属性の改定。（①中の P11・12）
 - 属性 f.として、「情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・管理システムを用い、主要排出量の算定に用いる活動量を自動的に収集・管理することができる削減活動」を追加し、属性 f.としてプログラム型プロジェクトを組成するための要件①と②を定義。
- (3) 「1. 改定の対象」の②及び③の「暴力団排除条項」の改定。（②中の P 2、③中の P 1・2）
 - 約款第 6 条の見出しを「暴力団排除」から「反社会勢力等の排除」に変更。

3. 施行日

- 「1. 改定の対象」の①、②及び③とも、パブリックコメント終了後の施行を予定。

以上